

愛 知 労 働 局

第 1 1 次労働災害防止推進計画

平成 2 0 年 4 月

愛知労働局第11次労働災害防止推進計画

目 次

- 1 計画のねらい
- 2 労働災害の動向と課題
 - (1) 愛知県における労働災害の動向
 - (2) 業種別労働災害発生状況等
 - ア 製造業
 - イ 建設業
 - ウ 陸上貨物運送事業
 - エ 港湾運送業
 - オ 林業
 - カ 第三次産業
 - (3) 事業場規模別労働災害発生状況等
 - (4) 年齢、経験年数別発生状況等
 - (5) 事故の型別発生状況等
 - (6) 労働者の健康をめぐる状況等
 - ア 過重労働、職場のストレスによる作業関連疾患の発生状況等
 - イ 職業性疾病の発生状況等（石綿及び化学物質を除く。）
 - ウ 石綿による健康障害の発生状況等
 - エ 化学物質による健康障害の発生状況等
 - オ メンタルヘルス対策の状況等
 - カ 職場における健康確保対策、健康保持増進対策の状況等
 - キ 快適な職場環境の推進状況等
 - (7) 危険性又は有害性等の調査及びそれに基づく対策の実施状況等
 - (8) 派遣労働者等非正規労働者の状況等
- 3 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方
 - (1) 職場のリスク低減対策の推進
 - (2) 死亡災害を防止するための対策の充実
 - (3) 目標の設定、計画的な実施等による対策の的確な推進
- 4 計画の期間
- 5 計画の目標
 - (1) 目標
 - (2) 重点対策及びその目標
- 6 主要な労働災害防止対策
 - (1) 安全衛生管理に関する対策
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステムの中核となるリスクアセスメントの普及促進
 - イ 安全衛生管理体制の整備及び自主的安全衛生活動の活性化等
 - (2) 安全衛生教育の効果的な推進等
 - (3) 特定労働災害防止対策

- ア 機械災害防止対策
- イ 墜落・転落災害防止対策
- ウ 交通労働災害防止対策
- エ 爆発・火災災害防止対策
- オ クレーン等災害防止対策
- (4) 労働災害多発業種対策
 - ア 製造業対策
 - イ 建設業対策
 - ウ 陸上貨物運送事業対策
 - エ 第三次産業対策
 - オ その他の業種
- (5) 事業場規模別労働災害防止対策
 - ア 中小規模事業場対策
 - イ 大規模事業場対策
- (6) 労働者の健康確保対策
 - ア 過重労働による健康障害の防止対策
 - イ 職業性疾病予防対策（石綿及び化学物質等を除く。）
 - ウ 石綿障害予防対策
 - エ 化学物質等による健康障害の予防対策
 - オ メンタルヘルス対策
 - カ 産業保健活動、健康づくり対策
 - キ 快適職場づくり対策
- (7) 派遣労働者等の労働災害防止対策
- (8) 高年齢労働者の労働災害防止対策等
- (9) 効率的・効果的な対策の推進
 - ア 労働災害防止団体等との連携
 - イ 安全衛生教育の効果的な推進
 - ウ 安全衛生情報の提供
 - エ 各対策の効果の分析・評価及びそれを踏まえた対策の見直し
- 7 東海地震に係る課題と対策

愛知労働局第11次労働災害防止推進計画

1 計画のねらい

この計画は、愛知県内の労働災害の大幅な減少と労働者の健康確保を図るため、国の「第11次労働災害防止計画」に基づき、愛知労働局における労働災害防止対策を推進する方向を明らかにするものである。

2 労働災害の動向と課題

(1) 愛知県における労働災害の動向

愛知県における労働災害の動向をみると、休業4日以上之死傷者数（昭和51年以前は休業8日以上）は、昭和36年の3万2千人台を頂点として、昭和40年に3万人を割り、以来増減を繰り返しながら減少し、平成8年に1万人の大台を初めて下回り、平成14年には7,400人台まで減少したが、その後は横ばいの状況である。平成15年度から平成19年度を計画期間とする第10次労働災害防止推進計画（以下「10次防」という。）においては、「労働災害総件数を20%以上減少させること」という目標を掲げ、労働災害を防止するための施策を展開したが、建設業、港湾運送業は20%以上減少したものの、陸上貨物運送事業、商業では一桁の減少にとどまり、清掃・と畜業、通信業等で増加し、そのため全体として7.9%の減少となった。

死亡災害については、昭和45年の319人を頂点として、平成2年以降120人から110人の間で増減を繰り返し、平成12年には92人と初めて100人を下回り、平成14年85人、平成15年107人、平成16年77人、平成17年75人、平成18年95人と推移し、平成19年には71人と過去最少の死亡者数となり、10次防の「年間80人を大きく下回ること」という目標については、10次防期間中において3か年達成できた。

一度に3人以上が被災する重大災害は、平成15年11件、平成16年8件、平成17年10件、平成18年12件、平成19年13件と増加している。

これらの重大災害の中で、一度に5人以上之死傷者を伴う爆発火災災害が3件発生し、重大災害対策本部が設置された。

(2) 業種別労働災害発生状況等

10次防期間での死傷災害総件数の減少率を業種別にみると、製造業では15.2%減少、建設業では23.2%減少、陸上貨物運送事業では4.0%減少、商業では1.6%減少、港湾運送業では28.0%減少、林業では34.0%減少と主要業種ではいずれも減少となった。

ア 製造業

製造業における労働災害は、減少傾向を維持しているものの、死亡災害は全産業の約28%を占め、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）は全産業の約38%を占めている。

製造業では金属製品製造業、一般機械器具製造業及び輸送用機械等製造業（以下「金属関連業種」という。）が約４５％を占めている。また、起因物別にみると、一般動力機械、金属加工用機械等の機械による労働災害（以下「機械災害」という。）が約３３％を占めている。機械災害の中では、稼働中や機械の修理・点検・トラブル処理等非常作業において、はさまれ・巻き込まれ災害が多発している。機械災害を防止するためには、機械のメーカー及びそのユーザーが相互に情報を提供し合うことにより、機械のリスクを低減させることが必要となっている。

そのほか、物の製造業務への労働者派遣、派遣受入期間の延長等の規制緩和、雇用・就労形態の変化、製造業を中心とした人手不足等を背景に、派遣労働者、請負労働者が増加し、派遣労働者等の労働災害が増加していることから、派遣労働者等に係る対策が必要である。

イ 建設業

建設業における労働災害は、大幅な減少をみたところであるが、死亡災害は全産業の約３１％を占め、死傷災害は、全産業の約１３％を占めている。事故の型別にみると、死亡災害は墜落・転落災害が約４１％を占めているほか、重機災害及び土砂崩壊災害のいわゆる建設業の三大災害、火災災害、クレーン災害で発生している。

墜落転落による死亡災害を起因物別にみると、足場が約２９％、次いで屋根、梁、母屋等が約２８％、開口部が約８％を占めている。

死傷災害は、墜落・転落災害が約３３％を占め、次いで、はさまれ・巻き込まれ災害、飛来・落下災害等で多発している。墜落転落による死傷災害を起因物別にみると、はしご、脚立等が約２２％、次いで、足場が約１８％、屋根、梁、母屋等が約１５％を占めている。

また、人的被害を伴わない事故も含め、移動式クレーンの転倒事故等が多発していることから、転倒防止対策の徹底を図る必要がある。

ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における労働災害は、減少傾向を維持しているものの、死亡災害及び死傷災害ともに全産業の約１４％を占めている。事故の型別でみると、死亡災害では交通事故が約６９％を占め、死傷災害ではトラックの荷台等からの墜落・転落災害が約３０％を占め、次いで、荷にはさまれる災害等荷役作業中の災害が多発している。

陸上貨物運送事業は、死亡災害については交通労働災害、死傷災害については墜落・転落災害の防止が課題である。

エ 港湾運送業

港湾運送業における労働災害は、死傷災害が年間５０人以下まで減少するなど大幅な減少をみたところであるが、死亡災害は１０次防期間中で８人発生している。死亡災害は、フォークリフト又は積み荷等に起因するはさまれ・巻き込まれ災害が半数を占めている。また、死傷災害の主なものは、フォークリフト、トラック等動力運搬機

械によるはさまれ・巻き込まれ災害及び動力運搬機械からの墜落・転落災害である。

港湾運送業では、荷役作業の機械化が進んだことにより、重篤な災害につながる動力運搬機械に起因する災害の防止が課題である。

オ 林業

林業における労働災害は、死亡災害が10次防期間で2人、死傷災害が年間20人台を横ばいで推移するなど業種別では林業が占める割合は低い。死亡災害は、墜落・転落と崩壊・倒壊災害である。また、死傷災害の主なものは、切れ・こすれ災害である。

カ 第三次産業（運輸交通業及び貨物取扱業を除く。以下同じ。）

第三次産業は、サービス経済化の進展等により短時間労働者、アルバイト等の非正規労働者が増加するなど労働者数の増加を背景に、労働災害は、第三次産業全体として増加する傾向にあり、業種別にみると、金融広告業で減少しているが、商業、接客娯楽業、清掃・と畜業で横ばい、通信業、保健衛生業で増加している。

第三次産業における労働災害は、死亡災害は全産業の約17%、死傷災害は全産業の約27%を占め、業種別にみると、商業が第三次産業の死傷災害の約42%を占め、次いで、清掃・と畜業、接客娯楽業、保健衛生業、通信業と続いている。事故の型別でみると、通路等での転倒災害が約28%を占め、次いで、交通労働災害が約14%、階段、脚立等からの墜落・転落災害が約13%と続いている。

第三次産業の死傷災害は、転倒災害等行動災害が多くを占めることから、その防止が課題となっている。

なお、第三次産業では、業種によって災害の内容が異なることから、業種別の取組が必要である。

(3) 事業場規模別労働災害発生状況等

事業場規模別の労働災害の発生状況は、死傷災害でみると、労働者数50人未満の事業場で約65%を占め、労働者数300人未満で全体の約91%を占めている。

製造業では、大企業であっても爆発火災等の重大災害、事故が多発しているほか、死亡災害で300人以上規模の事業場が占める割合は約21%となっている。

労働災害の発生率の高い中小企業に対する災害防止対策は当然必要であるが、当局においては、大規模製造業の災害の動向にも注視する必要がある。

(4) 年齢、経験年数別発生状況等

年齢別の労働災害の発生状況は、労働災害全体に占める高年齢労働者の割合でみると、50歳以上の労働者が占める割合は約43%、60歳以上では約17%を占めている。

経験年数別の労働災害の発生状況は、経験年数5年未満の労働者の占める割合が約53%と半数以上を占め、特に、1年未満の労働者の占める割合は約17%と、未熟練労働者の被災が多い。

定年年齢の引上げ等による高年齢労働者の増加に伴い、高年齢者に配慮した作業環境

づくり及び未熟練労働者に対する安全衛生教育の徹底が必要となっている。

(5) 事故の型別発生状況等

事故の型別発生状況は、死亡災害では、交通労働災害が29%を占め、次いで、墜落・転落災害が19%、はさまれ・巻き込まれ災害が18%を占めている。死傷災害では、はさまれ・巻き込まれ災害が19%を占め、次いで、墜落・転落災害、転倒災害がそれぞれ17%を占めている。墜落災害は、建設業のほか、陸上貨物運送事業、第三次産業等においても多発している。

(6) 労働者の健康をめぐる状況等

ア 過重労働、職場のストレスによる作業関連疾患の発生状況等

高脂血症、高血圧症、糖尿病などの基礎疾患を有する労働者に、長時間労働等の業務や職場のストレス等による過重負荷が加わると、脳・心臓疾患が発症し、また、職場のストレスや心理的負荷により精神障害等が発生することがあり、これらにかかる労災認定件数は増加している。

平成19年の「労働時間・健康管理等自主点検結果」においては、長時間労働者の面接指導を制度化している事業場は、50人以上規模でも63.8%にとどまっている。

過重労働の総合対策として、長時間労働の抑制とともに事業場における健康管理体制の整備、産業医等医師による面接指導等の重点対策を引き続き普及啓発することが課題となっている。また、長時間労働者に対する医師による面接指導が平成20年4月以降50人未満の事業場にも適用されることから、その周知と地域産業保健センターの利用勧奨等が課題となっている。

イ 職業性疾病の発生状況等（石綿及び化学物質を除く。）

職業性疾病の発生状況は、10次防期間中が9次防期間中に比較して約6%の減少にとどまった。物理的因子による疾病、化学物質等による疾病、作業態様に起因する疾病等においては増加傾向となっている。

(ア) じん肺

粉じん作業に従事している労働者数は、平成15年の約47,900人から平成18年には約55,600人と増加しているのに対し、じん肺定期健康診断の結果、新規に有所見者として管理区分2以上の決定を受けた労働者数は、10次防期間中が248人と9次防期間中の483人から半減している。

産業構造の変化に伴い、主たる粉じん職場が窯業から金属関連業種に移っており、アーク溶接作業等に対する環境改善のための設備対策、粉じん作業における呼吸用保護具の着用の徹底が課題となっている。

一方、退職者等からの随時申請による新規管理区分2以上の決定者数は、増加の一途をたどり、平成16年以降、じん肺定期健康診断による管理区分2以上の決定者数を上回る状況となっており、離職者に対する健康管理対策の推進が課題となっている。

(イ) 熱中症

第10次防期間中における死亡者数は、9次防期間中の9人から6人と減少し、特に建設業においては8人から3人と減少した。

なお、熱中症の発症は、温度条件のみでなく、湿度・風速・輻射熱などの各要件が相互に作用しているため、今後は、湿球黒球温度(WBGT)や最高予測気温等の各種の気象的予報値を活用した予防的対策の普及が課題となっている。

(ウ) 災害性腰痛

災害性腰痛は、毎年200人台で増減を繰り返しており、業務上疾病者数の減少率の鈍化の一因となっている。業種別で9次防、10次防期間中を比較した場合、製造・建設・運輸等の工業的業種で減少しているが、非工業的業種の商業、保健衛生業、清掃業では増加している傾向にある。

特に、介護施設での発生件数が9次防期間中と比べ倍増していることから、介護施設等を含めた非工業的業種を対象とした腰痛対策の啓発と普及が課題である。

(エ) VDT作業

VDT健康診断を実施する事業場数や受診労働者数は毎年増加しており、有所見率は毎年2%程度となっている。

これらから、データ入力等の業務を行う事業場を中心に、今後も、VDT作業に関するガイドラインの周知と健康診断の実施が課題である。

(オ) 振動・騒音障害等

騒音性難聴、突発性難聴、振動障害、放射線障害、非災害性腰痛の件数は少ないが、後を絶たない状況にあるため、ガイドライン等の周知が必要である。

ウ 石綿による健康障害の発生状況等

石綿による肺がん・中皮腫の労災認定件数は、平成16年度6件、平成17年度28件、平成18年度70件と増加している。

また、石綿健康管理手帳の交付は、平成16年1件、平成17年20件、平成18年283件となっており、労災請求、健康管理手帳交付請求共に引き続き増加する傾向が予想される。建築物等の解体等作業等に係る効果的なばく露防止対策を講じる必要がある。

エ 化学物質による健康障害の発生状況等

化学物質による死亡災害は、10次防期間中は3人であった。休業4日以上、休業災害は、9次防期間中68人であったが、10次防期間中は88人と増加している。

一酸化炭素中毒が半数近くを占めており、近年の傾向として、業種的には建設業、接客娯楽業、製造業で発生しており、特に、建設工事現場内、飲食店等の周囲から区画された場所で発生し、一度に多数が被災する災害が増加している傾向にあり、幅広く周知啓発を行う必要がある。

その他中毒性の疾病では、塩素ガス・有機溶剤・アンモニアガス・水銀などによる中毒が発生している。中毒性の疾病以外では、化学物質との接触による化学熱傷や接触性皮膚炎・気道薬傷など、誤った薬液混合による有害ガスの発生や、有害薬品の漏

洩を手作業で払拭するときなどに、有害物の蒸気等にばく露し、被災するケースが散見される。

化学物質による疾病防止のため、GHSに基づく表示・文書交付制度の周知を徹底し、化学物質の取扱い上の注意事項等の周知教育用にMSDS等を活用するなど、総合的な化学物質に対する災害防止措置の促進を図る必要がある。

オ メンタルヘルス対策の状況等

平成17年度から毎年、産業保健フォーラムを行い、また、同年度から名古屋北・瀬戸の2地域産業保健センターに委託し「働き盛り層のメンタルヘルス支援事業」を展開している。また、全国的に自殺者数の増加とともに社会的な問題となり、自殺対策基本法の施行を通して愛知県及び名古屋市が中心になって設立している自殺対策推進協議会と連携を図っている。

ストレスを感じている労働者の割合が約6割となっていることから、事業場に対して、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」、「労働者の自殺予防マニュアル」等の普及啓発が課題となっている。

カ 職場における健康確保対策、健康保持増進対策の状況等

定期健康診断の結果は、受診者数に占める有所見数の割合及び各健康診断項目の有所見率が増加傾向にあり、ほぼ労働者の2人に1人が何らかの所見を有している。

労働衛生管理体制として、衛生管理者、産業医の選任率は、平成19年12月現在で衛生管理者89.6%、産業医92.1%となっている。

また、地域産業保健センターでは、平成18年度の相談窓口が計2,207回開設され、労働者3,171人（前年比22%増）の相談を行っている。

事業場に対し「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」の周知と普及、特に、小規模事業場に対する地域産業保健センターの健康相談窓口の利用促進を図ることが引き続き必要である。また、衛生管理者等の選任の徹底及び産業保健活動の活性化の促進が必要となっている。

愛知THP推進協議会に所属している事業場等は142機関となっている。当該協議会において年2回、事業場における産業保健スタッフを対象とした説明会を実施している。

平成19年に「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正があり、引き続き同協議会等への支援を含めた指針の周知の必要がある。

キ 快適な職場環境の推進状況等

9次防期間中での快適職場認定件数は562件であった。10次防期間中（平成20年1月まで）での認定件数は、767件となり、全国的に高いレベルで推移している。

しかしながら、製造業が活況な当局において、継続事業からの認定申請が低調であることが課題である。

(7) 危険性又は有害性等の調査及びそれに基づく対策の実施状況等

事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」（以下「リスクアセスメント」という。）及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図るため、労働安全衛生マネジメントシステム推進計画により推進した結果、平成19年に実施した安全管理にかかる自主点検結果によると、製造業におけるリスクアセスメントの実施率は、規模500人以上の事業場で約83%、規模100人以上500人未満の事業場で約54%となっており、規模100人以上500人未満の製造業では実施率は3年間で約12ポイント増加している。

また、労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、システムを1サイクル以上回している事業場は、規模500人以上の事業場で約25%、規模100人以上500人未満の事業場で約11%と低調となっている。

同自主点検結果によると、リスクアセスメント又は労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業場ほど死傷災害の年千人率が低くなっていることから、更なるリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進が必要である。

製造業以外の業種については、建設業・陸上貨物運送事業の今後の取組が課題である。

(8) 派遣労働者等非正規労働者の状況等

平成19年12月末現在の許可・届出の労働者派遣事業所数は、平成16年3月の「改正労働者派遣法」施行以来、大幅な増加が続いており、5,777事業所となっている。特に、物の製造業務への派遣の届出事業所数は、1,958事業所となり、前年と比べ、約53%の増加となっている。

労働者派遣事業所の増加に伴い、派遣労働者の労働災害は、平成16年95人、平成17年223人、平成18年326人、平成19年481人と増加を続けており、派遣労働者に係る対策が必要である。

3 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

本計画における安全衛生対策については、職場のリスク低減及び死亡災害の減少という二つの観点から取り組むとともに、目標の設定、計画的な実施等によりの確な推進を図ることとしている。

(1) 職場のリスク低減対策の推進

死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、リスクアセスメントを広く定着させ、職場のリスクを低減させることが必要であり、その取組を計画的に促進する。

(2) 死亡災害を防止するための対策の充実

死亡災害の一層の減少を図るため、これらの労働災害が多く発生している作業、機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図る。

(3) 目標の設定、計画的な実施等による対策の的確な推進

本計画については、目標の設定、評価等を行うことによりの確な推進を図る。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする5か年計画とする。

ただし、この計画期間中に、労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ、計画の見直しを行うものとする。

5 計画の目標

(1) 目標

労働災害の防止並びに労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図り、安全衛生水準の向上を期すため、次の目標を設定する。国、事業者、労働者を始めとする関係者は、それぞれの立場で、目標達成に向けて積極的に取り組むこととする。

なお、平成24年までの間、これらの目標に向けた逐年での減少等を図る。

ア 死亡者数について、平成24年において、60人を大きく下回ること。

イ 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。

ウ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断の有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少させること。

(2) 重点対策及びその目標

本計画において、特に重点とすべき行政施策及びその目標について、下記のように定める。

ア 労働安全衛生マネジメントシステムの中核となるリスクアセスメントの普及促進を図り、その実施率を大幅に増加させる。

イ 機械設備等によるはさまれ・巻き込まれ災害が多発していることから、機械の包括的な安全基準に関する指針等に基づく安全対策の周知・普及を進め、機械設備の安全対策の充実を図ることにより、機械災害を更に減少させる。

ウ 足場、建築物における作業、荷役に係る作業等において、墜落・転落による災害が多発していることから、各作業に適した墜落・転落防止対策の充実を図ることにより、墜落・転落災害を更に減少させる。

エ 過重労働による健康障害等の防止対策を推進し、医師による面接指導制度の導入に取り組む事業場の割合を向上させる。

オ 第7次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接作業、金属研磨作業、トンネル建設工事の粉じん障害防止対策の徹底により、じん肺の新規の有所見者の減少を図る。

カ 化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任及び職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図るなど必要な措置を講ずることにより、特定化学物質及び有機溶剤による中毒、一酸化炭素中毒等の化学物質による職業性疾病の減少を図る。

キ 「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく措置を徹底し、高齢者医療確保法に基づく医療保険者が行う措置とも連携することにより、健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率の向上を図る。

6 主要な労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理に関する対策

ア 労働安全衛生マネジメントシステムの中核となるリスクアセスメントの普及促進
新たな労働安全衛生マネジメントシステム普及促進計画を策定し、リスクアセスメントの普及促進を図る。

なお、普及に当たっては、愛知労働安全衛生マネジメントシステム促進協議会の活用を図り、好事例の収集、推進のための効果的な手法等について協議し、これらの情報提供を図る。

リスクアセスメントの実施事業場に対しては、この取組を組織的かつ継続的に進めるため、労働安全衛生マネジメントシステムの導入についても促進を図る。

労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進のため、計画届の免除認定制度の周知を図るほか、公共工事発注者等に対し、入札制度において、労働安全衛生マネジメントシステムの取組を評価する制度の導入を勧奨する。

また、労働災害防止団体が業種別に作成した労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインについて、その周知と普及を図る。

イ 安全衛生管理体制の整備及び自主的安全衛生活動の活性化等

ラインの管理監督者、安全衛生スタッフ等が安全衛生活動を適切に行うことができる職場環境の整備を図るため、経営トップ自らが安全衛生優先の姿勢を明確にし、「安全文化」を企業全体に浸透させるよう、経営トップの意識啓発を図る。

労働者の安全衛生意識の高揚のために、危険予知活動等の取組について引き続き推進を図る。

安全衛生委員会等においては、付議事項とされたリスクアセスメントに関する事、安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関する事項の調査審議について徹底を図り、安全衛生委員会等の活性化を図る。

(2) 安全衛生教育の効果的な推進等

未熟練労働者が被災する割合が高いことから、新規雇入れ時教育、建設現場の新規入場者教育、作業変更時の安全衛生教育等の実施の徹底を図る。

安全管理者等の安全衛生担当者に対する能力向上教育の受講促進を図る。

労働災害の減少に伴って、個々の労働者が被災に接する機会が減ったことにより危険感受性が低下していることが懸念されることから、危険感受性向上教育の促進を図る。

リスクアセスメントの普及促進のため、事業場内の実施担当者の養成のための教育についても受講促進を図る。

団塊の世代の大量退職等により、安全衛生分野の知識、技術、ノウハウの喪失が懸念されること等から、PDA（個人用の携帯端末）、ICタグ等のIT技術を活用して安全衛生の確保のための情報提供、警告等を可能とする「IT技術を活用した安全衛生管理手法」の普及促進等を図り、熟練労働者からの知識、技術、ノウハウの伝承の促進を図る。

また、就業前の学生、労働者の家族等を始め、広く県民一般に対して、安全衛生の重

要性の認識を高めるための広報等を推進する。

(3) 特定労働災害防止対策

ア 機械災害防止対策

機械の設計、製造及び使用段階における安全性を確保するため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、機械メーカーによる安全な機械の製造、残存リスク等の情報提供等及び機械ユーザーによる残存リスクの低減化とメーカーへのフィードバック等の措置の徹底を図り、機械の設計、製造段階から、機械の安全化を促進する。

現に使用している機械についても、リスクアセスメントの実施により、機械の安全化を促進する。

また、機械の修理・点検・トラブル処理等非定常作業での労働災害を防止するため、機械停止を原則とする作業標準の作成と遵守を推進する。

イ 墜落・転落災害防止対策

中高層建設工事の足場の組立・解体作業における墜落・転落災害を防止するため、手すり先行工法の普及を図る。また、木造家屋等低層住宅建築工事における建前作業時等の墜落・転落災害を防止するため、足場先行工法の普及を図る。

足場、はしご・脚立等用具からの墜落・転落災害を減少させるため、工事現場におけるリスクアセスメントに基づく工事安全衛生計画の作成等の促進を図る。

建設業以外でも発生している建築物や荷役作業中の車両等からの墜落・転落災害を減少させるため、リスクアセスメントの実施を基本に、その防止対策について検討を行い、必要な措置を講じる。

ウ 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図り、交通労働災害防止のための管理体制を確立させ、適正な労働時間等の管理及び走行管理等を徹底させる。

開発予定のIT技術を活用して、トラックの走行状況をリアルタイムに把握し、運転者に必要な安全衛生管理のための指示を行う「リアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の成果の普及を図る。

また、愛知交通労働災害防止関係機関連絡協議会において、関係機関との連携を図るとともに、交通災害防止に取り組んでいる他省庁及び地方自治体が策定している交通安全対策基本計画、交通安全実施計画に、「交通労働災害防止のためのガイドライン」など当局の施策を反映させる。

エ 爆発・火災災害防止対策

ガス、蒸気及び粉じんに起因する爆発・火災災害については、労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底を図るとともに、MSDS等を活用した化学物質に係るリスクアセスメントの普及促進を図る。

また、特殊化学設備を有する事業場の爆発・火災防止対策については、「化学プラ

ントに係るセーフティ・アセスメントに関する指針」に基づく対策の徹底を図る。

オ クレーン等災害防止対策

クレーン等作業による死傷災害、巻き上げワイヤーロープの切断事故、移動式クレーンの転倒事故等を防止するため、災害防止団体等と連携を図り、関係事業者に対して、防止対策の周知を図る。また、クレーン等業務従事者に対する安全衛生教育の受講促進を図る。

(4) 労働災害多発業種対策

ア 製造業対策

(ア) 中規模以上の事業場を重点に、リスクアセスメントの適切な実施の促進を図るほか、小規模事業場についてもその普及に努める。

(イ) 製造業全体の災害の約半数を占める金属関連業種については、機械災害、危険・有害作業に伴う労働災害の防止を重点に、新たな総合対策を策定し、その推進を図る。

(ウ) 請負労働者等が混在する作業での労働災害を防止するため、元方事業者による作業間の連絡調整の実施を徹底させるほか、「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」の周知徹底を図る。

また、化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業を外注する際の労働災害を防止するため、注文者による請負業者への情報提供や注文者、事業者等が行う非定常作業時の安全衛生対策の徹底を図る。

(エ) 「IT技術を活用した安全衛生管理手法」の普及促進を図る。

(オ) 派遣労働者については、関係法令に基づく派遣元・派遣先の措置義務の履行の確保を図る。

イ 建設業対策

(ア) 建設現場の安全衛生管理水準の向上のため、引き続き、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底を図る。

リスクアセスメントの適切な実施の促進及び事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進を図る。

特に、実施、導入が遅れている中小地場総合工事業者、専門工事業者については、労働災害防止団体と連携し、その普及促進を図り、自主的な安全衛生管理能力を向上させる。

(イ) 仮設物、開口部、建築物等からの墜落・転落災害、スレート等の踏み抜き災害を防止するため、法令で定められた措置の徹底を図る。

足場の組立、解体作業時の墜落・転落災害を防止するため、手すり先行工法の普及・定着等を推進する。

また、木造家屋等低層住宅建築工事における墜落・転落災害を防止するため、足場先行工法の普及・定着を推進する。

土砂崩壊災害を防止するため、上下水道工事等については、土止め先行工法の普

及・定着を推進する。

- (ウ) 建設機械等による災害を防止するため、危険検知システム及び転倒時等における運転者の安全を確保する防護措置の導入を促進するとともに、クレーン機能付きドラグ・ショベルの一層の普及を図る。
- (エ) 粉じん障害、有機溶剤中毒等及び建築物の解体作業等における石綿、ダイオキシン類のばく露防止対策等の健康障害防止対策の徹底を図る。
- (オ) 上記労働災害防止対策の実効性を高めるため、公共工事発注機関等との連絡会議等を通じ、建設工事の発注条件の適正化、工期の平準化、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入等の発注機関側による安全衛生の配慮を促進する。

ウ 陸上貨物運送事業対策

交通労働災害を防止するため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。また、荷役作業における墜落・転落災害や荷役機械によるはさまれ・巻き込まれ災害等を減少させるために、作業ごとのマニュアルの活用等により、リスクアセスメントの適切な実施を促進する。

「リアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の成果の普及を図る。

このほか、荷主等に対し、発注条件の適正化を促進するとともに、荷の積卸し現場における安全な作業環境の整備促進を図る。

エ 第三次産業対策

交通労働災害防止対策のためのガイドライン及び業種別に策定された労働災害防止のためのガイドラインの徹底を図る。

特に、労働災害の増加傾向のある大規模小売店、通信業等については、リスクアセスメントの普及促進を図り、自主的な安全衛生管理活動を促進する。

また、業界団体、事業者団体などに対し、団体構成員が自主的な安全衛生活動を積極的に行うことができる団体として、指導援助する体制を整えるように働きかけ、各構成事業場の安全衛生管理活動を促進させる。

オ その他の業種

(ア) 港湾運送業対策

フォークリフト等の動力運搬機械に起因する災害、船内荷役作業における墜落・転落災害、荷の崩壊・倒壊災害、酸素欠乏空気等に起因する災害を減少させるため、リスクアセスメントの適切な実施を促進する。

(イ) 林業対策

伐木作業におけるかかり木処理に係る死傷災害を減少させるための「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」、刈払機使用作業による死傷災害を減少させるための「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底を図る。

近年導入されている高性能機械等の大型林業機械について、安全対策の周知

徹底を図る。

(5) 事業場規模別労働災害防止対策

ア 中小規模事業場対策

中小規模事業場においても、リスクアセスメントの実施が労働災害防止に有効であることから、事業場集団を形成させ、集団的な手法によりリスクアセスメントの普及促進を図る。

親企業を中心とする構内、構外の企業系列集団に対しては、親企業の指導力を活用した取組の促進を図る。

資金力に乏しい中小規模事業場集団に対しては、小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の利用促進を図る。

中小規模事業場が多い災害多発業種等に対して、業種別団体を活用し、多発災害の防止対策の徹底を図る。

労使による労働災害防止活動を促進するという観点から、労災防止指導員の効果的な活用を行うことにより、中小規模事業場等における安全衛生管理の向上を図る。

イ 大規模事業場対策

労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進を図る。

また、労働災害の多発傾向があり、かつ、その原因が安全衛生管理体制に問題のある大規模事業場のうち、指導が必要と認められる事業場に対して、重点的な指導を実施し自主的な安全衛生管理活動の定着促進を図る。

(6) 労働者の健康確保対策

ア 過重労働による健康障害の防止対策

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知徹底とともに、過重労働による健康障害を発生させた事業場に対し、確実な措置の徹底を図らせる。

なお、長時間の時間外労働を行っている労働者に対する面接指導等が事業場規模に関係なく適用されることから、特に、50人未満の小規模事業場に対しては、各地域産業保健センターとの連携を図り、医師による面接指導の実施の周知徹底を図る。

また、深夜業に従事する労働者の自発的健康診断受診支援事業、労災保険による二次健康診断等給付の周知、利用促進を図る。

イ 職業性疾病予防対策（石綿及び化学物質等を除く。）

職業性疾病を予防するため、労働衛生の基本である労働衛生管理体制の確立を基本に、作業環境管理、作業管理、健康管理の充実と労働衛生教育の徹底及びリスクアセスメントの実施を促進するため、以下の対策を推進する。

(ア) 粉じん障害防止対策

粉じん障害の防止については、第7次粉じん障害防止対策の推進を基本とし、じん肺の新規有所見者の多い業種である金属関連業種、鋳物業、建設業等を重点業種として、発生源対策、作業方法の改善、呼吸用保護具の着用の徹底を推進する。

また、改正された粉じん障害防止規則の周知徹底を図り、トンネル建設工事関係のじん肺予防と対策を推進する。

(イ) 腰痛予防対策

腰痛の予防対策については、職場における腰痛予防対策指針の周知を図る。

介護作業等を重点に、介護用器具の導入等による腰部への負担軽減を指導する。

(ウ) 熱中症防止対策

熱中症の予防については、暑熱な時期を迎える前から、熱中症に対する基本的知識の付与が行われるように、引き続き周知啓発を行うとともに、WBGTを活用したリスク判定に応じた就労及び予防対策が行われるよう周知を図る。

(エ) その他職業性疾病等の予防対策

振動障害防止対策は、主に建設業で発生しているため、建設業を重点に、防止対策の徹底を図る。

また、VDT作業や騒音対策等については、引き続きガイドライン等の周知普及を図る。

ウ 石綿障害予防対策

石綿については、特別の場合を除き、使用が禁止されていること及び現に使用されているものの適正な取扱いについて、周知徹底を図る。

石綿へのばく露、健康障害を防止するため、今後も建築物等の解体等作業における石綿ばく露防止対策の推進の徹底を図る。

なお、離職者等に対して、広く石綿健康管理手帳制度の周知を図るとともに、手帳交付者に対する健康診断の実施体制の整備を図る。

エ 化学物質等による健康障害の予防対策

化学物質の表示及び文書交付制度の周知を図り、MSDS等を活用した化学物質に係るリスクアセスメントの普及促進を図る。また、MSDS等を用いた作業員への安全衛生教育の徹底を図る。

特定化学物質及び有機溶剤等による健康障害を防止するため、有機則、特化則、鉛則、酸欠則等に係る有害業務について、作業主任者の選任及び職務の徹底を図るなど必要な措置を講ずる。

特化則によるホルムアルデヒドに関する措置の周知を図るほか、今後、化学物質等で新規に規制される物質等がある場合は、その周知を図る。

オ メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策として、産業保健フォーラムの開催、相談体制強化のため愛知産業保健推進センター・名古屋北地域産業保健センター・瀬戸地域産業保健センターが行うメンタルヘルスセミナーへの支援、愛知県医師会等が行う産業医のメンタルヘルス研修への協力により、早期発見・早期治療に係る事業場内相談体制の整備を図る。また、愛知県及び名古屋市が設置している自殺対策推進協議会への協力、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」、「労働者の自殺予防マニュアル」、

「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」等の普及啓発を図る。

カ 産業保健活動、健康づくり対策

労働者の健康確保を図るため、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ等の選任が重要であることから、これら産業保健スタッフ等の選任及び職務の励行の徹底を図る。

「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく措置の周知徹底を図る。

産業医等の産業保健スタッフ等の活動を支援するため、それらスタッフと愛知産業保健推進センターや地域産業保健センターとの連携を促進する。

なお、50人未満の事業場に対しては、地域産業保健センターの利用促進を図る。

労働者の心身の両面にわたる健康づくりのため、改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」普及啓発を図る。

キ 快適職場づくり対策

仕事による過労やストレスを感じることの少ない、働きやすい職場づくりをめざし、愛知快適職場推進センターとの連携により、快適な職場環境の形成を図る。

また、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の周知等により、効果的な喫煙対策の推進を図る。

(7) 派遣労働者等の労働災害防止対策

産業構造等の変化に伴い、派遣労働者が増加していることを踏まえ、関係法令に基づく派遣元、派遣先の措置義務の履行の徹底を図る。

なお、派遣元事業場の労働者死傷病報告の提出数と派遣先事業場の提出数とに大きな乖離があることから、その適正な提出を求めていくこととする。

外国人労働者に対しては、母国語による安全表示、作業マニュアルの作成、安全衛生教育など外国人労働者に配慮した安全衛生対策の促進を図る。

(8) 高年齢労働者の労働災害防止対策等

定年年齢の引上げ等により、高年齢労働者が増加することが見込まれることから、高年齢労働者の身体的特性に配慮した作業環境、作業方法の改善について、愛知快適職場推進センター等を通じて好事例を収集し、その周知を図る。

母性保護の見地から、妊娠婦の危険有害業務の就業制限の徹底を図る。

(9) 効率的・効果的な対策の推進

ア 労働災害防止団体等との連携

労働災害防止団体連絡協議会等を活用し、労働災害防止団体等に対し一層の指導援助に努めるとともに、活動の連携を図る。

特に、リスクアセスメントの普及促進に当たっては、中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部との連

携を強化する。

また、産業保健の分野では、（社）愛知県医師会産業保健部会、（独）労働者健康福祉機構愛知産業保健推進センター、（社）日本作業環境測定協会東海支部、（社）日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部等と連携を密にするとともに、その積極的な活用を図る。

イ 安全衛生教育の効果的な推進

労働災害防止団体等が行う安全衛生教育に対し、指導援助を行うとともに、安全衛生教育水準の向上を図る。

ウ 安全衛生情報の提供

死傷災害件数、災害事例、職場改善事例等の安全衛生情報を労働災害防止団体等に提供するとともに、愛知労働局ホームページに掲載する。

注目すべき労働災害等については、関係業種団体等に災害事例の原因、労働災害防止対策について積極的に周知を行い、同種災害の再発防止の徹底を図る。

エ 各対策の効果の分析・評価及びそれを踏まえた対策の見直し

本計画に基づいて実施する対策が計画どおり進捗しているか、実施した対策によってどのような成果が得られているか、目標がどの程度達成されているか等について評価を行うとともに、その結果を踏まえて、対策の内容、手法等について適宜見直しを行う。

7 東海地震に係る課題と対策

平成14年4月に東海地震の震源域が拡大され、愛知県下においては、名古屋市を含む広範囲が強化指定区域に指定された。

このため、地震発生に際して、緊急時及び災害復旧工事等における労働災害防止対策の推進を図る必要がある。

化学設備を有する事業場に対しては、労働者の待避、機械設備等に対する安全点検、危険物・有害物の漏洩防止対策、化学設備の緊急シャットダウン、その他の応急措置及び操業再開時における安全点検等、これら緊急時のマニュアルの作成及び作成されたマニュアルの周知を図るため、化学設備の緊急シャットダウン及び退避訓練等を実施する等、緊急時の安全衛生管理体制の確立を図り、緊急時の労働災害防止対策の推進を図る。

また、災害復旧工事等を行う事業者に対しては、労働者の復旧作業に伴う墜落、飛来落下物等による災害防止措置及び粉じん等の有害環境による健康障害防止措置等の安全衛生の確保を図る必要があり、これら災害復旧工事作業マニュアルの作成及び作成されたマニュアルの周知を図り、災害復旧工事作業における労働災害防止対策の推進を図る。

なお、すべての事業者に対しては、労働者の待避、機械設備等に対する安全点検、操業再開時における安全確認点検等の緊急時の安全衛生管理体制の確立を図り、緊急時のマニュアルの作成及び作成されたマニュアルの周知を図るため、労働者の退避訓練等を実施する等、緊急時の労働災害防止対策の推進について周知を図る。